

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成28年1月20日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 樋口 雄一 監察監督官 雨森 哲生 電話 03 - 3512 - 1612
----	---

## 墜落・転落防止を重点に 304 箇所の建設現場を一斉監督しました ～6割以上に労働安全衛生法違反あり～

東京労働局（局長 渡延 忠）では、平成27年12月、管下18労働基準監督署・支署において、次のとおり、東京都内の建設現場に対する一斉監督を実施しました。

### < 建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要 >

1. 対象 都内の建設工事現場 304 現場
2. 期間 平成27年12月1日（火）から12月11日（金）
3. 実施結果 詳細は、別紙参照



- ・一斉監督を実施した304現場のうち、195現場（64.1%）に何らかの労働安全衛生法違反が認められ、是正を指導した。
- ・是正を指導した現場のうち、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落の防止に関する法違反が認められた56現場（違反現場の28.7%）に対しては、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を行った。

#### 【労働災害の発生状況】

東京労働局管内における建設業での休業4日以上死傷災害件数は、平成27年1年間で1,128件（速報値）となり、前年比で16.4%減少したほか、死亡災害も25件（同速報値）となり、前年より10件減少しました。

しかしながら、全産業の死亡災害件数に対する建設業の死亡災害件数の割合は49.0%にも達しており、依然として全産業で最も高い割合となっています。

#### 【今後の対応方針】

今回の一斉監督において、労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められたことから、建設工事現場に対する監督指導を引き続き重点的に実施するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント手法の導入について積極的に指導を行っていく方針です。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者や、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしています（参考：「平成27年7月から12月までの送検事例」）。

東京労働局では、平成25年度より「第12次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、「Safe Work Tokyo」をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け、官民一体となった取組を推進しています。本年はその3年度（3rd Stage）として、引き続き、建設業関係団体等と緊密に連携しつつ、「墜落・転落」災害の防止を中心とした労働災害防止対策を推進することとしています。

## 1 違反状況

## (1) 現場の種類別違反率

監督指導を実施した 304 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 195 現場（64.1%）であった。〈表 1〉

〈表 1〉 現場の種類別違反率

	建築	土木	解体	その他	合計
監督実施現場数 (a)	293	2	5	4	304
法令違反現場数 (b)	191	0	2	2	195
違反率 (b/a)	65.2%	0.0%	40.0%	50.0%	64.1%
作業停止等命令現場数 (c)	56	0	0	0	56
法令違反現場数に対する割合 (c/b)	29.3%	0.0%	0.0%	0.0%	28.7%

## (2) 主な違反事項別違反率

主な違反事項として

足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 126 現場

元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注 1）が 172 現場

で認められた。〈表 2〉

〈表 2〉 主な違反事項別違反率

違反事項	違反現場数 (割合・対・全304現場)	主な内容
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	126 (41.4%) うち足場に手すり等の措置がなかった現場数 …86現場 うち下さん・中さん等がなかった現場数 …16現場	・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し (安衛則519、653) ・高所作業箇所で安全帯取付け設備無し (安衛則521)
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	172 (56.6%)	・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29、29の2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	13 (4.3%)	・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない (安衛則240) ・型枠支保工のパイプサポートの不適(安衛則242) ・型枠支保工の組立て時の立入禁止未実施(安衛則245)
【粉じん作業】 アーク溶接やはつり作業等における粉じんばく露防止関係	11 (3.6%)	・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の不 使用(粉じん則27)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	3 (1.0%)	・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための 作業計画未作成(安衛則155) ・建設機械を運転する資格を有しない者が運転(安衛令20(12)) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施 (安衛則158)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	4 (1.3%)	・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則78) ・厚生労働大臣の定める基準に適合していない移動式 クレーンの使用(クレーン則64) ・移動式クレーンの作業方法等の決定未実施(クレーン則66の2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74の2) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則639)

安衛法は「労働安全衛生法」、安衛則は「労働安全衛生規則」、安衛令は「労働安全衛生法施行令」、粉じん則は「粉じん障害防止規則」、クレーン則は「クレーン等安全規則」をそれぞれ示す。

(注 1)「安全衛生管理面」に関する違反とは、元請事業者による下請事業者に対する法令違反防止に係る指導義務違反や、元請事業者としての災害防止措置違反もしくは建設物等に係る措置義務違反をいう。

### (3) 違反現場に対する行政処分の状況

法令違反が認められた現場のうち、墜落防止設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 56 現場（法令違反が認められた現場の 28.7%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。＜表 1＞

## 2 リスクアセスメントの取組状況

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント（注 2）の取組状況は、

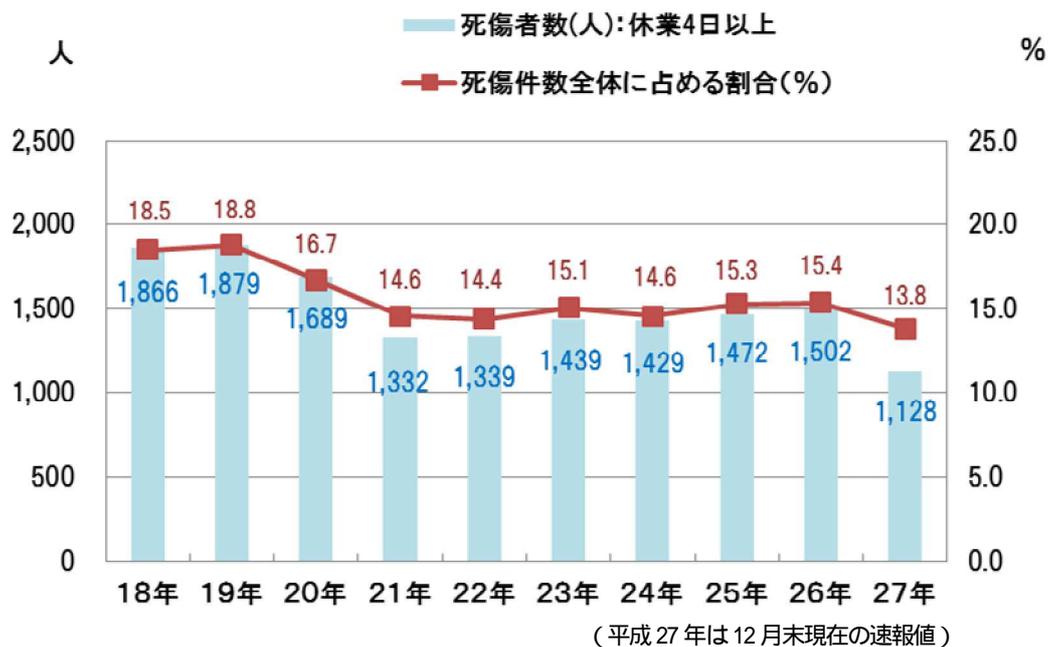
実施している現場	290 現場（95.4%）
実施していない現場	14 現場（4.6%）

であった。

(注 2)リスクアセスメントとは、事前に危険の度合(リスク)を評価し、当該リスクを除去・低減するための措置の内容や優先順位を決定し、リスク低減措置を実行のうえ再評価する一連の仕組みのことをいう。

〔参考〕

建設業における直近10年間の死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都内）

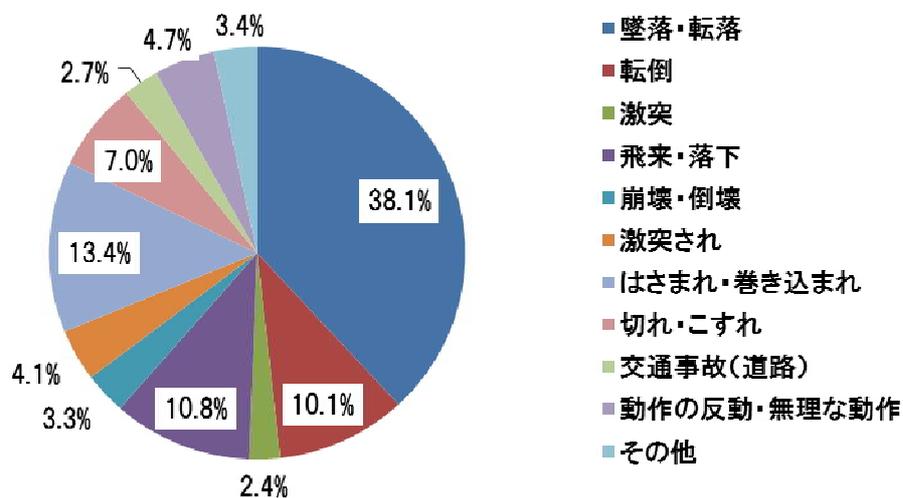


建設業における直近5年間の墜落・転落災害件数の推移（東京都内）

	23年	24年	25年	26年	27年 (速報値)
死傷災害	1,439	1,429	1,472	1,502	1,128
うち墜落・転落 (割合・%)	484 (33.6%)	518 (36.2%)	499 (33.9%)	515 (34.3%)	430 (38.1%)
死亡災害	25	28	27	35	25
うち墜落・転落 (割合・%)	11 (44.0%)	16 (57.1%)	11 (40.7%)	12 (34.3%)	10 (40.0%)

建設業において平成27年に発生した死傷災害の事故の型別割合（東京都内）

死傷者合計 1,128 人（平成27年速報値）



## ～平成27年7月から12月までの送検事例～

### 【事例1】

#### ビルの内装工事現場で墜落死亡災害を発生させた工事業者を書類送検

中央労働基準監督署は、平成27年11月5日、千代田区内にあるビルの内装工事現場において同年3月に発生した死亡災害について、労働安全衛生法で定められた墜落防止措置を講じなかった工事業者及び同社職長を、同法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

##### < 事件の概要 >

平成27年3月21日、千代田区内所在のビルの内装工事現場において、天上からの下がり壁( )の設置のための金属製部材を取り付ける作業に従事していた労働者が、室内に設置された喫煙ボックスの天井の上に敷いた足場板上で作業を行っていたところ、体勢を崩して高さ2.15メートル下の床面に墜落し、その後死亡する災害が発生した。

捜査の結果、作業床となる喫煙ボックスの天井の上は開口部となっており、当該箇所における作業の際には足場を組み立てる等により作業床を設けなければならなかったのに、足場板を天井の一部に敷くのみで安全な作業床を設けていなかったことが判明した。

)「下がり壁」=天井から下方へ設置された壁のこと。

### 【事例2】

#### 移動式足場からの墜落災害を発生させた工事業者を書類送検

八王子労働基準監督署は、平成27年7月14日、稲城市内の工事現場において同年2月に発生した労働災害について、労働安全衛生法で定められた墜落防止措置を講じなかった工事業者並びに同社資材手配担当者及び同社職長を、同法違反の容疑で東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

##### < 事件の概要 >

平成27年2月13日、稲城市所在の工事現場において、建屋の雨樋取付作業に従事していた労働者が、移動式足場(ローリングタワー)の高さ約2.3メートルの作業床上において作業を行っていたところ、手すりを乗り越えて地面に墜落し、脊髄損傷および両膝蓋骨骨折の重傷を負う災害が発生した。

捜査の結果、当該移動式足場に設けられた作業床を使用して作業を行わせるにあたっては、高さ85センチメートル以上の位置に手すりを設けなければならなかったのに、設置された手すりの高さがこれを満たしていなかったことが判明した。